

マイナンバー制度と町の取り組みについて

マイナンバー制度は「公正・公平な社会の実現」、「行政の効率化」、「国民の利便性の向上」の三つを大きな目的として始まった、新たな社会基盤です。

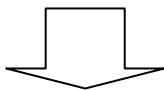
マイナンバー制度の開始に合わせ、町で行った取り組みについて、以下に掲げます。

1 特定個人情報保護評価の実施

特定個人情報保護評価とは、特定個人情報ファイル（マイナンバーを含む電子ファイル）を保有しようとする地方公共団体が、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言するもの。

川島町では、18の事務（別添資料あり）において特定個人情報保護評価を実施し、平成27年6月30日付けで公表を行いました。

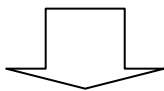
その後、平成27年10月23日付けで1事務を追加しました。



2 川島町個人情報保護条例の改正

マイナンバー制度が始まることに伴い、特定個人情報という言葉の定義の追加や個人情報の取扱いについての変更内容を盛り込んだ改正を行いました。

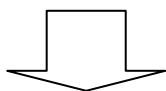
平成27年8月19日に開催した、第1回川島町情報公開・個人情報保護審議会において、協議事項として概要説明させていただき、9月議会において条例改正を行いました。



※平成27年10月5日 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律【番号法】の施行。

平成27年10月3日 川島町の住民基本台帳システムにマイナンバーを登載。

この後、マイナンバーの【通知カード】が順次発送される。

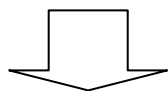


3 独自利用条例の制定

マイナンバーを利用できる事務は、社会保障、税、災害対策の分野に限られ、番号法別表第1で規定されている事務等において利用できるほか、番号法第9条第2項に基づき町の条例で定めることにより、町の条例等に基づいて行う事務（独自利用事務）において個人番号を利用することができるかとされています。

本町の部署間や他の機関（町長部局と教育委員会）との間において、個人番号の利用や提供を行い情報の連携をするためには、番号法の規定に基づき条例を定める必要があります。そこで、個人番号制度のメリットをより高め、庁内の情報連携を可能とするため、独自利用条例を制定しました。

川島町では7つの事務を、マイナンバーを使用する町独自の事務として規定しています（別添資料あり）。



※平成28年1月1日 マイナンバーの利用及びマイナンバーカードの交付開始。

税、福祉分野では、申請書にマイナンバーの記入欄が設けられ、その使用が始まった。各企業、各自治体等において、源泉徴収票に記載をするため、雇用している従業員や職員及びその扶養家族のマイナンバーの収集を開始した。

○マイナンバーの今後について

平成29年7月頃から、地方自治体において情報連携ネットワークシステムを使用した、マイナンバーの利用が行われるようになります。また、それに合わせインターネット上に個人ごとのページ【マイナポータル】が開設され、自分のマイナンバーがどのように取り扱われたかを確認することができるようになります。

平成27年9月の番号法の改正により、金融機関は平成30年1月から、預金者の同意があれば、口座番号とマイナンバーをひも付けできるようになります。今後もマイナンバー利用は拡大していくものと思われます。拡大が進めば、当然漏洩等のリスクも高まります。川島町では、これまで以上にマイナンバーの利用・保管を慎重に行うなど、情報管理の厳格化と徹底を図ってまいります。

マイナンバー制度

国内で住民登録をするすべての人にそれぞれ12桁の番号を割り振る制度で、2016年から国や自治体は社会保障と税、災害対策の3分野での利用を始める。脱税や給付金の不正受給の防止に活用する狙いがあり、預金口座とマイナンバーの関連づけも検討されている。17年からはインターネット上に個人ページも開設でき、自己情報がやりとりされた履歴や、確定申告などの情報確認ができるという。

年金や納税などの個人情報と照合できるようにし、行政手続きの効率化や公正な給付と負担の実現などを目的とする。

マイナンバーの通知は、15年10月5日時点の住民票の住所に市区町村が「通知カード」を郵送して行う。16年1月以降、各自の申請により、氏名や顔写真、マイナンバーなどが記載された個人番号カードが交付され、公的な身分証明書として利用できる。個人番号カードには電子証明書も搭載され、電子申請に利用できる。また、住基カードの発行は終了し、住基カードを持っている人は個人番号カードの交付時に返却することになる。

マイナンバーの利用範囲は、法改正により拡大している。マイナンバー法が13年5月に成立した時には、マイナンバーは、税金、社会保険、災害関連の3分野の行政手続きに利用するとされていた。15年9月の改正により、金融機関は18年1月から、預金者の同意があれば、口座番号とマイナンバーをひも付けできるようになり、政府は21年以降にひも付けを義務化することを視野に入れている。また、特定健診や予防接種の履歴にも関連付けるほか、戸籍事務やパスポート、医療・介護など利用範囲の更なる拡大が検討されている。金融資産や健康に関する情報を国が把握することで、脱税や年金の不正受給の防止、無駄な医療費の抑制につながると期待される。民間企業も、源泉徴収票に記載するなど税や社会保険の手続きで従業員などのマイナンバーを扱うが、利用範囲が広がってマイナンバーを保有する事業者が増加することで、情報流出の可能性が高まることが懸念されている。